

明22

長谷簡易学校と改称する。

当時、國の方針通り学校義務化は思うように進展しなかつた。すなわち家事手伝いで就学する者が少なく、農村の不況もあつて学費や生計に事欠く有様であつた。このため簡易学校の設置が認められていた。簡易学校は、一日三時間授業で読書・作文・習字・算術の四科目で、修業年限は三年か年であつた。本校はその簡易学校として設立されたのである。

教育勅語の謄本下賜される。

「小学校令」の改正により、長谷尋常小学校と改称する。学級数は三学級。

祝日歌が決められている。君が代・紀元節・天長節の歌が、それぞれの儀式の時に歌われるようになる。

## (紀元節)

雲に聳ゆる高千穂の

高根おろしに草も木も

なびきふしけん大御代を  
仰ぐ今日こそ樂しけれ

第一回生四名が卒業。

校舎を新築し、補習科（二年）を併設。

補習科は女子だけであり、教科は裁縫が中心で、国語・算術・修身があつた。

村内に寄附を募り風琴を買入れる。

日露戦争記念林を設置する。

この頃になると、学校教育が次第に地についてくることとなり、就学者数も増加していった。記録に残っている当時の職員と児童数は次のとおりである。

明38・11

明38・3

明36・3

明33・6

明27・3

明26

明25・4

明24・6

教育勅語

欽惟フニ我がカ皇祖聖祖同々肇ムルト安遠ニ徳ヲ樹フルコト深厚ナリ我カ國  
臣民克ク孝ニ徳心タニシテ世々歸ニ至マ資甚ルハ此レ我國  
體和弘明公信之教育體原亦實ニ此存ノ御恩也アレ持博愛兼ニモニ父母ニ孝弟ニ友弟ニ忠夫  
智能ヲ發發燒燭ヲ成就ニ御恩也アレ廣メ出揚ニ開ニ當國憲章ヲ重視法  
ニ遵ヒ且慶急レヘ御恩公主を以テ天職無ノ庭園ノ御恩也アレ國憲章ヲ重視法  
如ナハ獨リカ忠ノ民タルノミナラス又以テ爾國也ノ遺風ヲ期スル  
足ラズ  
斯ノ道ハ實我カ皇祖聖祖ノ遺訓シテ子孫臣民ノ供ニ尊守スヘキ教誥也  
古今ニ通シテ處ラスラニ中外ニ施サセ特ラク朕爾臣民ト供ニ奉御シテ  
其共體ヲ一セシコトモ既無ラ

▶明治23年10月30日 教育勅語発布される

御名御璽

明治廿三年十月三十日

▼明治31年3月28日 卒業証書第48号

